

小樽市地域おこし協力隊募集及び受入業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、地域おこし協力隊募集及び受入業務受託事業者の募集に当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続、要件、審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

小樽市地域おこし協力隊募集及び受入業務

3 委託業務の概要

(1) 業務内容

地域おこし協力隊募集及び受入業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）を参照のこと。

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(3) 支出予定委託料

9,166,800円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

本業務の実施に係る全ての経費は委託料に含むものとする。上限額の内訳、条件等については、仕様書「9 委託料の内訳及び支払い」を参照のこと。

(4) 委託者

小樽市

(5) 契約保証金

上記（3）の10/100以上の額

ただし、小樽市契約規則（平成8年市規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

4 日程及び期限

内 容	日程・期限
プロポーザル公告	令和8年3月19日（木）
質問の受付	令和8年3月30日（月） 午後5時00分まで
質問の回答	随時回答、最終：令和8年4月2日（木）
企画提案書等の提出期限	令和8年4月16日（木） 午後5時00分まで
審査結果の通知	令和8年4月27日（月）（予定）
委託契約の締結	令和8年5月上旬予定

5 仕様書等の入手方法

小樽市ホームページからダウンロードすること。

● ホームページアドレス <https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2026022700092/>

6 参加資格

- (1) 過去にいずれかの地方公共団体で類似した業務の実績があること。
- (2) 国内に本社・本店・主たる事務所を有している法人等であること。
- (3) 小樽市税に滞納がないこと
- (4) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者。
 - ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (7) 現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において、国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。
- (8) 複数の者が共同で提案する場合（以下「共同提案」という。）、共同提案の代表事業者は上記（1）から（7）までの全てを満たし、共同事業者は上記（2）から（7）までの全てを満たしていること。

7 質問の受付及び回答

本公募に対する質問は、「質問書」（様式 1）に記入し、電子メールで提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問は受け付けない。なお、回答の内容は、本要領の追加又は修正とみなす。

- (1) 質問書提出期限
令和 8 年 3 月 30 日（月）午後 5 時 00 分まで
- (2) 提出先
「1 2 提出先・問合せ先」参照
- (3) 回答方法
質問書への回答は、令和 8 年 4 月 2 日（木）までに質問者へ電子メールで送信するとともに、その内容について小樽市ホームページに掲載する（質問者名は公表しない）。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

小樽市総合政策部企画政策室まで持参、又は郵送すること。

(2) 提出書類

① 参加申込書（兼応募資格審査申請書）

（単独提案の場合は様式 2-1、共同提案の場合は様式 2-2-1）

②（共同提案の場合）共同参加事業者構成表明書（様式 2-2-2、様式 2-2-2 別紙）

③ 法人等の概要（様式自由、ただし A4 判（タテヨコ自由）とする。）

④ 企画提案書（様式 3）

⑤ 業務実施体制（様式 4）

⑥ 見積書（様式 5）

⑦ 受託等実績書（様式 6）

⑧ 使用印鑑届（様式 7）

⑨ 誓約書（様式 8）

⑩ 履歴事項全部証明書（法人のみ。写し可。提案書提出日前 3 か月以内に発行されたものに限る。）

⑪ 小樽市税に滞納がないことの証明書（小樽市に納税義務がある場合。写し可。提案書提出日前 3 か月以内に発行されたものに限る。）

⑫ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可。提案書提出日前 3 か月以内に発行されたものに限る。）

⑬ 決算報告書等（直近 1 事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。）

※ 小樽市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録のある応募者は、⑧～⑬の提出を省略することができる。

※ 共同提案の場合、③、⑧～⑬は全事業者分を提出すること。

※ 書類は原則 A 4 判で作成し、A4 判を超えるものは折りたたむこと。

※ フラットファイル等に書類を綴ること。

※ 全体の目次を付け、各書類にページ番号を付けること。

※ 項目ごとに白紙の仕切り紙を挟み、目次と対応するインデックスを付けること。

(3) 提出部数

・(2)の①、②、⑧～⑬は各 1 部

・(2)の③～⑦は各 7 部

（④企画提案書及び⑥見積書は正本 1 部のみ押印し、残り 6 部は複写とする。）

(4) 提出期限

令和 8 年 4 月 16 日（木）午後 5 時 00 分（必着）

※提出期限後の参加申込書等の差し替え、再提出は認めない。

(5) 辞退する場合

参加申込書等の提出後に辞退する場合は、令和 8 年 4 月 17 日（金）までに参加辞退届（様式 9）を持参又は郵送の方法により提出すること。（必着）

(6) 留意事項

① 業務実施体制（様式 4）は当該業務に従事するもの全員について記入すること。また、業

務体制全体図やフロー図（任意様式）も併せて提出すること。

- ② 企画提案書（様式3）に添付する企画提案書別紙（任意様式）は、仕様書「5 事業内容」の実施内容が具体的にわかるように記載すること。
- ③ 企画提案書に添付する業務日程表（任意様式）は、実施スケジュールが具体的にわかるように記載すること。
- ④ 見積書（様式5）は、具体的な積算内訳書を添付すること。なお、見積金額及び内訳金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

9 選定方法等

（1） 審査体制

小樽市職員で構成する選定委員会（以下「委員会」という。）が、別紙に掲げる評価項目に沿って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

（2） 審査方法

委員は、別紙に掲げる評価内容の視点により、提出書類を評価項目毎に採点する。

各委員の採点の合計（以下「評価点」という。）が最低基準点（50点×委員数）以上であった提案者のうちから、高得点順に最適提案者及び次順位の提案者を選定する。

（3） ヒアリング

当該企画募集にあっては、ヒアリングを実施せず、書類審査のみを行う。

※ 必要に応じて、提出書類の内容確認を行う。

（4） 評価項目

別紙「小樽市地域おこし協力隊募集及び受入業務プロポーザル選定評価項目及び評価内容」のとおり

（5） 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 参加申込書等の提出までに「6 参加資格」を満たさない場合
- ② 契約当日までに「6 参加資格」を満たさなくなった場合
- ③ 期限までに必要書類が提出されなかった場合
- ④ 提出書類に虚偽があった場合
- ⑤ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ⑥ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑦ その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

（6） 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書（様式10又は様式11）により通知し、小樽市ホームページに掲載する。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申し立てに対しては応じない。

10 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容（見積内容を含む。）をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

1 1 企画提案に関する留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出等、審査参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、受託者の選定以外には使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (6) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成18年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の開示情報を除き、開示の対象となる。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としない。
- (8) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。

1 2 提出先・問合せ先

小樽市総合政策部企画政策室（本館3階） 担当：岡崎、渡邊

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 電話：(0134)32-4111 内線273

FAX：(0134)22-6727 電子メール：kikaku@city.otaru.lg.jp

**小樽市地域おこし協力隊募集及び受入業務プロポーザル
選定評価項目及び評価内容**

評価項目（合計 100 点）	配点
1. 共通事項（40 点）	
(1) 業務の趣旨の理解 ・本業務の目的を理解した内容となっているか。	10 点
(2) 事業実施の能力 ・委託業務全般を適正かつ確実に遂行するための知識やノウハウ、経験等を十分に備えているか。	10 点
(3) 事業実施体制の確保 ・業務のスケジュール（準備、募集期間も含む）が適切であり、実施体制（関係団体との連携等も含む）や危機管理体制は十分であるか。	10 点
(4) 見積内容 ・各業務に係る経費の内容が明確に示されており、妥当な金額であるか。	10 点
2. 協力隊募集業務（20 点）	
(1) 募集方法 ・効率的かつ効果的な方法で協力隊員を募集する内容となっているか。 ・申込受付は適宜専用サイトを用意する等、安全で確実な方法となっているか。	10 点
(2) 協力隊員が確保できなかった場合の対応方針 ・再募集の実施方法、募集戦略の再構築など、改善策が明確で実現性が高いか。	10 点
3. 協力隊雇用・サポート業務（40 点）	
(1) 雇用業務詳細 ・協力隊員を適切に雇用できる労務管理体制が整っているか ・隊員が安心して働ける職場環境を整備できるか ・活動内容を理解し、適切なマネジメントができるか	20 点
(2) サポート業務詳細 ・協力隊員の継続的支援は可能か(相談体制など)	20 点

- ・評価は5段階とする（大変優れている・優れている・普通・劣る・大変劣る）
 【10点：10・8・6・4・2】 【20点：20・16・12・8・4】